

2010年5月1日以降にキューバへご旅行になられるお客様へ

キューバ入国に際して 海外旅行保険加入義務化のお知らせ

2010年3月16日、キューバ政府は同年5月01日以降、キューバに入国する全ての外国人、国外在住キューバ人に対し、滞在中の医療費をカバーする保険への加入義務付けを決定しました。

これによりキューバに渡航する人は、キューバ滞在中の医療費を補償する「旅行保険」に加入している必要があります。

キューバへの渡航者は、保険加入の有無を審査される事になり、入国時に保険証書、保険加入の証明書、あるいは旅行中のアシスタントカードなど、キューバ滞在中有効な保険関連証書を提示する必要があります。

保険への加入は渡航者の出発国において行わなければなりません。保険に加入せずキューバへ訪れてしまった渡航者は、例外的に入国時に空港・港・マリーナ等でキューバの保険会社の保険を購入する事が出来ます。

キューバの保険会社、並びに大多数の外国の保険会社が提供する保険であれば、キューバの「ASISTUR S.A.社」のアシスタンスサービスを利用する事が出来ます。

ASISTUR S.A.社と直接提携している保険会社、又はASISTUR S.A.社の提携会社と契約している保険会社の保険はキューバで認められているもので、キューバ滞在中24時間年中無休で緊急医療から事後処理まで行ってくれます。

キューバの医療システムの下では、救急医療が必要な場合には国内の遠隔地であっても国中のポリクリニック・病院網を通じて必要な対応を保障しています。また大多数のホテルでは、初期医療サービスを提供しています。

現状ではキューバを訪れる渡航者の8割以上が、出発国でキューバ国内での医療費をカバーする保険に加入しています。

尚、米国在住者がキューバに直接入国する場合には、キューバの保険会社の保障を付保する保険に加入する必要があります。これは米国の保険会社は、キューバをカバーしない事によります。この保険は、HAVANATUR - CELIMAR 社提携の旅行会社を通じ購入が可能です。

キューバ旅行に関して、さらなる情報を必要とされる場合には、最寄のキューバ大使館、又は領事館、キューバ政府観光局にお問い合わせ下さい。

なお、弊社にて取り扱っている東京海上日動火災保険はキューバのASISTUR S.A.社と提携しております。